

保育園・こども園等にかかる弁当持参の取り扱いについて

農作物等の食材料について、福島第一原子力発電所事故にともない、国の暫定規制値を上回る放射能が検出されたことを契機に、保育園・こども園等の保護者の給食の安全に対する懸念が高まっている。

区では、これまでも安全で安心な給食提供はもとより、食材料の産地表示や給食や牛乳等の放射能濃度測定を継続的に実施し、保護者の不安解消に努めてきたところであり、現在まで、国の暫定規制値を上回る放射能が検出された例はない。

しかしながら、保護者の強い要望等を踏まえ、例外的に保育園・こども園等にかかる弁当持参を許可する場合について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 保育園・こども園等の教育活動及び管理運営上支障がないと園長（保育園は子ども支援課長。以下「園長」という。）が認める範囲内で、弁当持参を許可することができる。許可条件に違反する場合には、弁当持参の許可を取り消すことがあるものであること。

【解説】

給食は「食育」指導の一環であり、弁当持参は各園での児童指導の面で支障が生じる可能性がある。

また、園の規模がまちまちであり、小規模園では、弁当持参を認めることで、子ども同士の疎外感や差別感の醸成等、教育指導上の弊害が出ることも懸念される。

さらに、児童の状況（アレルギー対応児、要支援児等）や職員配置等、園の状況はまちまちであり、一律に規制するのではなく、各園の状況を踏まえ、園長の判断で例外的に弁当持参を認めるものである。

- 2 対象は全歳児とする。ただし離乳食の持参の際には、保護者に対して特に衛生管理面の対応を求めるとともに、2回食は市販の保存期限に余裕のある製品を持参させること。

【解説】

離乳食は添加物が入っていないため特に腐敗が進行しやすい。手作りの場合、冷蔵庫に入れている状態でも調理後7時間以内のものでないと衛生管理上提供ができないため、市販の離乳食を持参させることとした。

- 3 弁当持参の手続きは、食材発注の期日を考慮し、弁当持参希望日の10日前までに在籍園に「弁当持参許可申請（同意）書」を提出すること。

4 弁当持参の期間は、試行期間として年度内とする。

5 弁当持参の場合の給食費は、歴月単位で徴収しない（日割り計算は行わない）こととする。なお保育料に給食費を含む保育園にあっては、こども園・給食費と同額の7,100円を保育料の額の範囲で減額する。

【解説】

保護者同意のもと、給食費は返還しないとの取り扱いも可能と考えられるが、区の不当利得となる可能性があり、給食費の返金事務の煩雑さを避けるために、歴月単位でかつ事前申請のあった場合に限り給食費不徴収としたものである。

6 弁当持参の範囲は、昼食、おやつ、補食等の名称のいかんにかかわらず、保育園・こども園において園児に提供するすべてのものとし、一部のみの持参は認めない。

【解説】

給食には、昼食、おやつ、補食、牛乳、粉ミルク等、様々あるが、ご飯のみ持参等の個別対応は、食材発注や配膳時の対応が繁雑となるほか、食中毒発生時の原因物質の特定が困難となるため禁止する。弁当持参の場合、子どもが口にするものすべての持参を求めるものである。

ただし、水道水については毎日、放射能測定がなされ、安全が確認されており、歯磨き等、口にしないことはありえないため、弁当持参の児童に対しても、水道水を使用した麦茶等の提供は実施することとする。

7 弁当持参にあたって、可能な限り給食の献立に近いメニューを用意すること。その際の弁当容器や食具は華美なものを避け、集団給食の中で他児への影響がないよう配慮すること。

8 持参された弁当の園内での保存方法は、常温保存とする。したがって、何らかの原因により、弁当に異常が認められる場合は、園の判断で提供を中止するものとする。持参ができなかった場合やこぼしてしまった場合も同様の取扱とする。

【解説】

園で提供している給食等は放射能の含まれていない安全な飲食物である。現在はアレルギー児の弁当について冷蔵庫で保管しているが、これは医師の指示書に基づくものであり、医学上の配慮が必要な場合と認められているため実施しているところである。

9 弁当持参を希望する保護者に対しては、事前に十分な説明を行うとともに、同意書を徴取し、保護者の責任のもとに行うことを明確にするものとする。

10 本取り扱いは、区立保育園、区立こども園、昌平幼稚園についてのみ適用することとし、私立アスク二番町保育園、区内認証保育所、区内認可外保育園等については、適用しない。

以上